

令和 6 年度
「大阪市地域防災計画」 修正案
— 「共通編」「対策編」 —

新（修正案）	旧（令和5年4月）
を講じる。 ア 浸水すると予測される地域及びその周辺に事業所を設置している事業者は、警報等の情報に基づいて避難が行われるよう、従業員等への教育を行うとともに、本市が指定する避難場所のほか、従業員等が避難することができる場所の確保を図るとともに、避難者の受入れに努める。 イ 地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、利用者の水害時（河川氾濫・高潮）の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために以下の事項を定めた避難確保計画（「避難確保・浸水防止計画」）を作成し、その計画に基づき自衛水防組織を設置し、構成員等について市長に報告し、当該計画を公表するとともに、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施する。 <u>（ア）</u> 防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項 <u>（イ）</u> 浸水の防止のための活動に関する事項 <u>（ウ）</u> 避難の確保及び浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項 <u>（エ）</u> 防災教育・訓練に関する事項 <u>（オ）</u> 自衛水防組織の業務に関する事項 なお、避難確保・浸水防止計画を作成しようとする場合においては、接続ビル等（地下街等と連続する施設であって、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれがある施設）の管理者等の意見を聴くよう努める。 ウ 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、利用者の水害時（河川氾濫・高潮・内水氾濫）の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために以下の事項を定めた計画（「避難確保計画」）を作成する。また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について定めた場合は、これを市長に報告する。また、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する <u>（ア）</u> 防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項 <u>（イ）</u> 浸水の防止のための活動に関する事項 <u>（ウ）</u> 避難の確保及び浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項 <u>（エ）</u> 防災教育・訓練に関する事項 <u>（オ）</u> 自衛水防組織の業務に関する事項 なお、大規模工場等について、地域防災計画に定められた場合は、ウと同様の措置をとることとする。 エ 市長は、要配慮者利用施設の所有者又は管理者から避難確保計画の作成及び訓練の実施について報告を受けたときは、要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告を必要に応じて行う。	員等が避難することができる場所の確保を図るとともに、避難者の受入れに努める。 イ 地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、利用者の水害時（河川氾濫・高潮）の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために以下の事項を定めた避難確保計画（「避難確保・浸水防止計画」）を作成し、その計画に基づき自衛水防組織を設置し、構成員等について市長に報告し、当該計画を公表するとともに、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施する。 1 防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項 2 浸水の防止のための活動に関する事項 3 避難の確保及び浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項 4 防災教育・訓練に関する事項 5 自衛水防組織の業務に関する事項 なお、避難確保・浸水防止計画を作成しようとする場合においては、接続ビル等（地下街等と連続する施設であって、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれがある施設）の管理者等の意見を聴くよう努める。 ウ 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、利用者の水害時（河川氾濫・高潮・内水氾濫）の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために以下の事項を定めた計画（「避難確保計画」）を作成する。また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について定めた場合は、これを市長に報告する。また、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。 1 防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項 2 浸水の防止のための活動に関する事項 3 避難の確保及び浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項 4 防災教育・訓練に関する事項 5 自衛水防組織の業務に関する事項 ※なお、大規模工場等について、地域防災計画に定められた場合は、ウと同様の措置をとることとする。
8 （ （ ○赤文字：修正及び追記を行った箇所 （ （	1-7-4 津波からの避難対策 ○取り消し線及び黄色マーカー箇所：修正に伴い、記載内容の整理を行った箇所 （ア）津波から避難する要配慮者利用施設及び市庁舎避難確保に関する事項【対応 後掲 復興対策計画（市）第4章】 1-7-5 地震に伴う堤防沈下等により地震直後から潮位により浸水が始まる地域の避難対策 地震に伴う堤防沈下等による浸水から市民等の生命又は身体に対する危険を回避するため、該当地域における避難計画を定める。 （1）対象地域

変更後	変更前
「共通編」 第1部 総則 第1節 計画の方針 1－1 計画の目的 1－2 基本理念 1－3 計画の構成 1－4 区地域防災計画 1－5 地区防災計画 1－6 用語等の定義 1－7 法令等との整合 1－8 計画の修正 1－9 計画の習熟及び推進 1－10 大阪市防災・減災条例 1－11 大阪市地域防災アクションプラン 1－12 被害軽減のための調査研究 第2節 市域の概況 2－1 地勢 2－2 地質 2－3 気候 2－4 市域に影響を与える地震 2－5 市域の活断層 2－6 市域の地盤高 第3節 地震規模・被害の想定 3－1 地震規模の想定 3－2 被害想定 第4節 市民・事業者・防災関係機関等の責務と役割 4－1 市民の責務・役割 4－2 事業者の責務・役割 4－3 防災関係機関の責務・役割 第2部 組織計画 第1節 組織体制 1－1 災害対策本部 1－2 災害対策警戒本部 1－3 現地災害対策本部 1－4 情報連絡体制 第2節 動員配備体制 2－1 動員種別 2－2 動員	「共通編」 第1部 総則 第1節 計画の方針 1－1 計画の目的 1－2 基本理念 1－3 計画の構成 1－4 区地域防災計画 1－5 地区防災計画 1－6 用語等の定義 1－7 法令等との整合 1－8 計画の修正 1－9 計画の習熟及び推進 1－10 大阪市防災・減災条例 1－11 大阪市地域防災アクションプラン 1－12 被害軽減のための調査研究 第2節 市域の概況 2－1 地勢 2－2 地質 2－3 気候 2－4 市域に影響を与える地震 2－5 市域の活断層 2－6 市域の地盤高 第3節 地震規模・被害の想定 3－1 地震規模の想定 3－2 被害想定 第4節 市民・事業者・防災関係機関等の責務と役割 4－1 市民の責務・役割 4－2 事業者の責務・役割 4－3 防災関係機関の責務・役割 第2部 組織計画 第1節 組織体制 1－1 災害対策本部 1－2 災害対策警戒本部 1－3 現地災害対策本部 1－4 情報連絡体制 第2節 動員配備体制 2－1 動員種別 2－2 動員

変更後	変更前
「対策編」 第1部 予防対策計画 第1章 防災教育・訓練 第1節 防災知識の普及・防災教育 1－1 市職員に対する防災知識の普及啓発 1－2 市民等に対する防災知識の普及啓発 1－3 幼児・児童・生徒等に対する防火・防災教育 1－4 防災上重要な施設管理者に対する教育 1－5 事業所等に対する防災教育 1－6 防災教育環境の充実 1－7 災害教訓の伝承 第2節 防災訓練の実施 2－1 本市における防災訓練の実施 2－2 市民等・事業所における防災訓練の実施 第2章 災害活動体制の整備 第3節 災害活動体制の整備 3－1 災害対策本部の運用の強化 3－2 災害対策本部の代替・補完機能の充実 3－3 災害対策用職員住宅の確保 3－4 初期初動体制の強化 3－5 被災による行政機能の低下等防止のための体制整備（BCP等） 第4節 災害情報の収集・伝達・広報 4－1 情報収集体制と伝達系統の確立 4－2 気象警報等の伝達系統の整備 4－3 広報活動体制の整備 第5節 総合的な防災情報システムの整備 5－1 危機管理総合情報システムの開発 5－2 各局の防災に係る情報システムの整備・充実とシステム間の連携 5－3 システム運用体制等の整備 第6節 通信の整備 6－1 有線通信 6－2 無線通信 6－3 通信設備の停電・災害対策・維持管理 6－4 市災害対策本部の組織内部の重要な職員間における連絡体制の整備 6－5 防災対策関係職員への連絡体制の整備 第7節 防災活動拠点等施設の防災機能の強化 7－1 防災活動拠点の整備 7－2 緊急交通路・緊急輸送基地の整備 7－3 防災活動拠点のネットワーク構築 7－4 災害時用ヘリポートの整備 第3章 避難・安全確保	「対策編」 第1部 予防対策計画 第1章 防災教育・訓練 第1節 防災知識の普及・防災教育 1－1 市職員に対する防災知識の普及啓発 1－2 市民等に対する防災知識の普及啓発 1－3 幼児・児童・生徒等に対する防火・防災教育 1－4 防災上重要な施設管理者に対する教育 1－5 事業所等に対する防災教育 1－6 防災教育環境の充実 1－7 災害教訓の伝承 第2節 防災訓練の実施 2－1 本市における防災訓練の実施 2－2 市民等・事業所における防災訓練の実施 第2章 災害活動体制の整備 第3節 災害活動体制の整備 3－1 災害対策本部の運用の強化 3－2 災害対策本部の代替・補完機能の充実 3－3 災害対策用職員住宅の確保 3－4 初期初動体制の強化 3－5 被災による行政機能の低下等防止のための体制整備（BCP等） 第4節 災害情報の収集・伝達・広報 4－1 情報収集体制と伝達系統の確立 4－2 気象警報等の伝達系統の整備 4－3 広報活動体制の整備 第5節 総合的な防災情報システムの整備 5－1 危機管理総合情報システムの開発 5－2 各局の防災に係る情報システムの整備・充実とシステム間の連携 5－3 システム運用体制等の整備 第6節 通信の整備 6－1 有線通信 6－2 無線通信 6－3 通信設備の停電・災害対策・維持管理 6－4 市災害対策本部の組織内部の重要な職員間における連絡体制の整備 6－5 防災対策関係職員への連絡体制の整備 第7節 防災活動拠点等施設の防災機能の強化 7－1 防災活動拠点の整備 7－2 緊急交通路・緊急輸送基地の整備 7－3 防災活動拠点のネットワーク構築 7－4 災害時用ヘリポートの整備 第3章 避難・安全確保

変更後	変更前
第8節 避難対策 8－1 津波からの避難対策 8－2 地震に伴う堤防沈下等により地震直後から浸水が始まる地域の避難対策 8－3 洪水や高潮等に対する浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保 8－4 寝屋川流域における内水浸水への備え 8－5 広域避難・一時滞在の体制整備 第9節 避難施設 9－1 避難場所 9－2 避難所 9－3 避難場所・避難所の管理 9－4 避難所の開設・運営 9－5 避難路の整備 9－6 避難場所、避難所の周知と表示板・標識類の整備 第10節 避難行動要支援者に関する対策 10－1 避難行動要支援者避難支援 第11節 学校園等の避難対策 11－1 学校園等の災害発生時の対策 第12節 帰宅困難者対策 12－1 帰宅困難者数の推計 12－2 帰宅困難者対策の方針 12－3 企業・事業所等における対策の推進 12－4 ターミナル駅周辺の滞留者対策 12－5 交通情報の入手・伝達方法の確立 12－6 徒歩帰宅者への支援 第13節 外国人に関する対策 13－1 防災知識の普及・啓発 13－2 避難場所等の案内板・標識類の整備 13－3 災害多言語支援センターの設置 第14節 地下空間の浸水避難対策等 14－1 地下空間の浸水避難対策等 14－2 地下空間の浸水防止対策 14－3 地下空間の津波対策 第4章 危険物対策 第15節 危険物の災害予防対策 15－1 危険物の災害予防対策 15－2 指定可燃物等の災害予防対策 15－3 高圧ガスの災害予防対策 15－4 火薬類の災害予防対策 15－5 劇物毒物の災害予防対策 15－6 管理化学物質の災害予防対策 15－7 石油コンビナート等の災害予防対策 第16節 火災対策 16－1 出火防止 16－2 初期消火 16－3 防火教育 第17節 危険物等海上排出災害予防対策	第8節 避難対策 8－1 津波からの避難対策 8－2 地震に伴う堤防沈下等により地震直後から浸水が始まる地域の避難対策 8－3 洪水や高潮等に対する浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保 8－4 寝屋川流域における内水浸水への備え 8－5 広域避難・一時滞在の体制整備 第9節 避難施設 9－1 避難場所 9－2 避難所 9－3 避難場所・避難所の管理 9－4 避難所の開設・運営 9－5 避難路の整備 9－6 避難場所、避難所の周知と表示板・標識類の整備 第10節 避難行動要支援者に関する対策 10－1 避難行動要支援者避難支援対策 第11節 学校園等の避難対策 11－1 学校園等の災害発生時の対策 第12節 帰宅困難者対策 12－1 帰宅困難者数の推計 12－2 帰宅困難者対策の方針 12－3 企業・事業所等における対策の推進 12－4 ターミナル周辺の滞留者対策 12－5 交通情報の入手・伝達方法の確立 12－6 徒歩帰宅者への支援 第13節 外国人に関する対策 13－1 防災知識の普及・啓発 13－2 避難場所等の案内板・標識類の整備 13－3 災害多言語支援センターの設置 第14節 地下空間の浸水避難対策等 14－1 地下空間の浸水避難対策等 14－2 地下空間の浸水防止対策 14－3 地下空間の津波対策 第4章 危険物対策 第15節 危険物の災害予防対策 15－1 危険物の災害予防対策 15－2 指定可燃物等の災害予防対策 15－3 高圧ガスの災害予防対策 15－4 火薬類の災害予防対策 15－5 劇物毒物の災害予防対策 15－6 管理化学物質の災害予防対策 15－7 石油コンビナート等の災害予防対策 第16節 火災対策 16－1 出火防止 16－2 初期消火 16－3 防火教育 第17節 危険物等海上排出災害予防対策

変更後	変更前
17-1 危険物等海上排出災害予防対策 第5章 消防・医療体制の充実 第18節 消防体制の充実強化 18-1 消防庁舎の耐震化の推進 18-2 消防活動体制の整備 18-3 消防水利の確保 18-4 広域消防応援に係る受援体制の確立 18-5 警防訓練等の実施 18-6 地域との連携強化と自主救護能力の向上 18-7 防災関係機関等との連携強化 第19節 医療体制の整備 19-1 医療機関の状況把握 19-2 医療品・医療資器材の確保 19-3 初期医療救援活動体制の整備 19-4 後方医療体制の整備 19-5 大阪府医師会の対応 19-6 市民等における事前の対応 第6章 社会基盤施設の防災性向上対策 第20節 市設建築物の防災性向上対策 20-1 市設建築物の防災性向上対策 第21節 公共土木施設の防災性向上対策等 第22節 港湾等における防災対策 22-1 津波に対する基本方針 22-2 防潮扉・水門等の防ぎょ施設の操作 22-3 防潮扉・水門等の防ぎょ施設の維持管理の徹底 22-4 在港船舶の防災体制 22-5 木材対策 22-6 大阪港自然災害対策アクションプラン 第23節 ライフライン施設の防災性向上対策 第24節 教育施設の防災性向上対策 24-1 教育施設の防災性向上対策 第25節 その他の施設の防災性向上対策 25-1 地下街・高層建築物等の防災性向上対策 第7章 市街地の防災性向上対策 第26節 市街地の震災対策の推進 26-1 密集住宅市街地の防災性向上の推進 26-2 市街地整備の推進 26-3 防災空間の整備・拡大 26-4 新たな防災空間の整備 第27節 市街地の浸水防止対策の推進 27-1 河川施設等の整備 27-2 下水道施設の整備	17-1 危険物等海上排出災害予防対策 第5章 消防・医療体制の充実 第18節 消防体制の充実強化 18-1 消防庁舎の耐震化の推進 18-2 消防活動体制の整備 18-3 消防水利の確保 18-4 広域消防応援に係る受援体制の確立 18-5 警防訓練等の実施 18-6 地域との連携強化と自主救護能力の向上 18-7 防災関係機関等との連携強化 第19節 医療体制の整備 19-1 医療機関の状況把握 19-2 医療品・医療資器材の確保 19-3 初期医療救援活動体制の整備 19-4 後方医療体制の整備 19-5 大阪府医師会の対応 19-6 市民等における事前の対応 第6章 社会基盤施設の防災性向上対策 第20節 市設建築物の防災性向上対策 20-1 市設建築物の防災性向上対策 第21節 公共土木施設の防災性向上対策等 第22節 港湾等における防災対策 22-1 津波に対する基本方針 22-2 防潮扉・水門等の防災施設の操作 22-3 防潮扉・水門等の防災施設の維持管理の徹底 22-4 在港船舶の防災体制 22-5 木材対策 22-6 大阪港自然災害対策アクションプラン 第23節 ライフライン施設の防災性向上対策 第24節 教育施設の防災性向上対策 24-1 教育施設の防災性向上対策 第25節 その他の施設の防災性向上対策 25-1 地下街・高層建築物等の防災性向上対策 第7章 市街地の防災性向上対策 第26節 市街地の震災対策の推進 26-1 密集住宅市街地の防災性向上の推進 26-2 市街地整備の推進 26-3 防災空間の整備・拡大 26-4 新たな防災空間の整備 第27節 市街地の浸水防止対策の推進 27-1 河川施設等の整備 27-2 下水道施設の整備

変更後	変更前
27-3 都市施設や避難所等の浸水予防対策 27-4 地盤沈下対策 第28節 民間建築物の防災性向上対策 28-1 耐震化の促進に向けた取り組み 28-2 建築物の不燃化促進 28-3 非構造部材の脱落防止等の落下対策 28-4 長周期地震動対策等 28-5 空き家等の対策 第8章 協働・協力体制 第29節 応援要請 29-1 行政機関との相互応援協力 29-2 応急対策職員派遣制度による支援 29-3 関係民間団体等に対する応援要請 第30節 市民等による防災活動 30-1 自主防災組織 30-2 地域防災リーダー 30-3 水防団等の強化 第31節 ボランティア 31-1 専門ボランティアの登録・研修 31-2 本市退職者による災害時ボランティアの登録 第9章 物資の確保と供給体制 第32節 物資の確保と供給 32-1 市民や事業所等における備蓄等の推進 32-2 飲料水等の確保 32-3 食料の確保及び供給 32-4 生活必需品の確保 32-5 し尿処理に関する事前準備 32-6 生活物資等の確保のための協定の締結等 32-7 備蓄倉庫の整備 第10章 衛生・廃棄物等対策 第33節 衛生保持の対策 33-1 生活雑用水確保のための対策 第34節 廃棄物の処理等 34-1 ごみの処理 34-2 がれき等の処理 34-3 損壊家屋等の解体・撤去 34-4 し尿の処理 第11章 行方不明者の捜索・遺体対策	27-3 都市施設や避難所等の浸水予防対策 27-4 地盤沈下対策 第28節 民間建築物の防災性向上対策 28-1 耐震化の促進に向けた取り組み 28-2 建築物の不燃化促進 28-3 非構造部材の脱落防止等の落下対策 28-4 長周期地震動対策等 第8章 協働・協力体制 第29節 応援要請 29-1 行政機関との相互応援協力 29-2 応急対策職員派遣制度による支援 29-3 関係民間団体等に対する応援要請 第30節 市民等による防災活動 30-1 自主防災組織 30-2 地域防災リーダー 30-3 水防団等の強化 第31節 ボランティア 31-1 専門ボランティアの登録・研修 31-2 本市退職者による災害時ボランティアの登録 第9章 物資の確保と供給体制 第32節 物資の確保と供給 32-1 市民や事業所等における備蓄等の推進 32-2 飲料水等の確保 32-3 食料の確保及び供給 32-4 生活必需品の確保 32-5 し尿処理に関する事前準備 32-6 生活物資等の確保のための協定の締結等 32-7 備蓄倉庫の整備 第10章 衛生・廃棄物等対策 第33節 衛生保持の対策 33-1 生活雑用水確保のための対策 第34節 廃棄物の処理 34-1 ごみの処理 34-2 がれき等の処理 34-3 し尿の処理 第11章 行方不明者の捜索・遺体対策

変更後	変更前
第2部 応急・復旧・復興対策計画 第1章 災害活動体制の確保 第1節 災害活動体制の確保 1-1 災害対策本部の確保 1-2 災害対策本部の代替・補完機能 1-3 被災による行政機能の低下等防止のための体制の発動（BCP等） 第2節 災害情報の収集・伝達 2-1 情報収集と伝達 2-2 警報等の伝達 2-3 収集すべき情報 2-4 府知事に対する報告 2-5 内閣総理大臣に対する報告 2-6 その他報告 第3節 広報すべき情報と広報媒体及び広報の実施 3-1 災害発生前に広報すべき情報 3-2 災害発生後に広報すべき情報 3-3 広報媒体 3-4 広報の実施 3-5 緊急広報の実施方法 3-6 一般広報の実施方法 3-7 市外へ避難する市民への情報提供 3-8 災害記録の作成 第4節 通信の運用 4-1 通信手段の活用 4-2 通信設備の応急復旧 第5節 防災活動拠点の確保 5-1 防災活動拠点の確保 5-2 物流のネットワークの確保 5-3 情報通信のネットワークの確保 5-4 災害時用ヘリポートの確保 第6節 輸送対策 6-1 災害時の輸送 6-2 輸送体制の確保 6-3 輸送基地及び緊急交通路の確保 6-4 緊急道路啓開 6-5 輸送用燃料の確保 6-6 緊急通行車両の確認申請 6-7 交通規制 第7節 障害物の除去 7-1 道路関係障害物の除去 7-2 河川・港湾関係障害物の除去	第2部 応急・復旧・復興対策計画 第1章 災害活動体制の確保 第1節 災害活動体制の確保 1-1 災害対策本部の確保 1-2 災害対策本部の代替・補完機能 1-3 被災による行政機能の低下等防止のための体制の発動（BCP等） 第2節 災害情報の収集・伝達 2-1 情報収集と伝達 2-2 警報等の伝達 2-3 収集すべき情報 2-4 府知事に対する報告 2-5 内閣総理大臣に対する報告 2-6 その他報告 第3節 広報すべき情報と広報媒体及び広報の実施 3-1 災害発生前に広報すべき情報^注 3-2 災害発生後に広報すべき情報 3-3 広報媒体 3-4 広報の実施 3-5 緊急広報の実施方法 3-6 一般広報の実施方法 3-7 市外へ避難する市民への情報提供 3-8 災害記録の作成 第4節 通信の運用 4-1 通信手段の活用 4-2 通信設備の応急復旧 第5節 防災活動拠点の確保 5-1 防災活動拠点の確保 5-2 物流のネットワークの確保 5-3 情報通信のネットワークの確保 5-4 災害時用ヘリポートの確保 第6節 輸送対策 6-1 災害時の輸送 6-2 輸送体制の確保 6-3 輸送基地及び緊急交通路の確保 6-4 緊急道路啓開 6-5 輸送用燃料の確保 6-6 緊急通行車両の^{事前届出と}確認申請 6-7 交通規制 第7節 障害物の除去 7-1 道路関係障害物の除去 7-2 河川・港湾関係障害物の除去

■令和6年 大阪市地域防災計画の修正素案（新旧対照表・目次）		（参考）
変更後		変更前
第2章 避難・安全確保		第2章 避難・安全確保
第8節 避難対策		第8節 避難対策
8－1 警戒区域の設定		8－1 警戒区域の設定
8－2 避難情報		8－2 避難情報
8－3 避難の誘導・移送		8－3 避難の誘導・移送
8－4 津波からの避難		8－4 津波からの避難
8－5 地震に伴う堤防沈下等により地震直後から浸水が始まる地域の避難		8－5 地震に伴う堤防沈下等により地震直後から浸水が始まる地域の避難
8－6 広域避難・一時滞在		8－6 広域避難・一時滞在
第9節 避難施設		第9節 避難施設
9－1 避難場所の管理等		9－1 避難場所の管理等
9－2 避難所の開設・運営		9－2 避難所の開設・運営
第10節 避難行動要支援者に関する対策		第10節 避難行動要支援者に関する対策
10－1 避難行動要支援者避難支援		10－1 避難行動要支援者避難支援
第11節 学校園等における避難		第11節 学校園等における避難
11－1 学校園等の災害発生時の対策		11－1 学校園等の災害発生時の対策
第12節 帰宅困難者対策		第12節 帰宅困難者対策
12－1 一斉帰宅抑制の推進		12－1 一斉帰宅抑制の推進
12－2 ターミナル駅周辺の滞留者対策		12－2 ターミナル駅周辺の滞留者対策
12－3 交通情報の入手・伝達		12－3 交通情報の入手・伝達
12－4 徒歩帰宅者への支援		12－4 徒歩帰宅者への支援
12－5 代替輸送		12－5 代替輸送
第13節 外国人に関する対策		第13節 外国人に関する対策
13－1 災害多言語支援センターの設置		13－1 災害多言語支援センターの設置
13－2 情報提供・相談体制		13－2 情報提供・相談体制
第14節 地下空間の浸水避難		第14節 地下空間の浸水避難
14－1 地下空間の浸水避難		14－1 地下空間の浸水避難
第3章 消防応急対策		第3章 消防応急対策
第15節 消防応急活動		第15節 消防応急活動
15－1 震災、風水時の応急対策（共通）		15－1 震災、風水時の応急対策（共通）
15－2 震災時の応急対策		15－2 震災時の応急対策
15－3 風水害の応急対策		15－3 風水害の応急対策
15－4 大規模火災等の応急対策		15－4 大規模火災等の応急対策
15－5 地下街・高層建築物等災害の応急対策		15－5 地下街・高層建築物等災害の応急対策
15－6 危険物施設等の応急対策		15－6 危険物施設等の応急対策
15－7 海上災害の応急対策		15－7 海上災害の応急対策
15－8 大阪北港地区（石油コンビナート等特別防災区域）における災害応急対策		15－8 大阪北港地区（石油コンビナート等特別防災区域）における災害応急対策
15－9 航空災害の応急対策		15－9 航空災害の応急対策
15－10 道路災害の応急対策		15－10 道路災害の応急対策
15－11 鉄道災害の応急対策		15－11 鉄道災害の応急対策
15－12 集団災害救助の応急対策		15－12 集団災害※救助の応急対策
15－13 その他の応急対策		15－13 その他の応急対策

変更後	変更前
第4章 医療救護活動 第16節 医療救護活動 16－1 初期初動医療救護活動 16－2 後方医療活動 16－3 長期間にわたる避難所等における救護所の設置運営 16－4 保健師等による健康相談 第5章 水防活動 第17節 水防の責任及び組織 17－1 水防の責任 17－2 水防組織 第18節 水防警報及び警戒 18－1 予報、警報とその措置 18－2 雨量、風速、水位及び潮位の観測通報 18－3 監視、警戒 18－4 水防信号 18－5 避難のための立退き 18－6 警戒区域の設定 第19節 非常配備・出動・水防演習 19－1 水防非常配備と出動 19－2 水防活動への応援・協力 19－3 堤防その他施設の決壊の場合 19－4 水防演習 第6章 社会基盤施設の応急対策 第20節 市設建築物の応急対策 20－1 市設建築物の応急対策 第21節 公共土木施設の応急対策 第22節 港湾等における応急対策 22－1 津波防ぎょ実施体制 22－2 防潮扉・水門等の防ぎょ施設の操作 22－3 在港船舶の避難対策等 22－4 木材の流出防止等対策 第23節 ライフライン施設の応急対策 第24節 教育施設の応急復旧対策 24－1 教育施設の応急対策 第25節 文化財の応急対策 25－1 文化財の応急対策 第26節 その他の災害の応急対策	第4章 医療救護活動 第16節 医療救護活動 16－1 初期初動医療救護活動 16－2 後方医療活動 16－3 長期間にわたる避難所等における救護所の設置運営 16－4 保健師等による健康相談 第5章 水防活動 第17節 水防の責任及び組織 17－1 水防の責任 17－2 水防組織 第18節 水防警報及び警戒 18－1 予報、警報とその措置^注 18－2 雨量、風速、水位及び潮位の観測通報 18－3 監視、警戒 18－4 水防信号 18－5 避難のための立退き 18－6 警戒区域の設定 第19節 非常配備・出動・水防演習 19－1 水防非常配備と出動 19－2 水防活動への応援・協力 19－3 堤防その他施設の決壊の場合 19－4 水防演習 第6章 社会基盤施設の応急対策 第20節 市設建築物の応急対策 20－1 市設建築物の応急対策 第21節 公共土木施設の応急対策 第22節 港湾等における応急対策 22－1 津波防ぎょ実施体制 22－2 防潮扉・水門等の津波防災施設の操作 22－3 在港船舶の避難対策等 22－4 木材の流出防止等対策 第23節 ライフライン施設の応急対策 第24節 教育施設の応急対策 24－1 教育施設の応急対策 第25節 文化財の応急対策 25－1 文化財の応急対策 第26節 その他の災害の応急対策

変更後	変更前
26-1 海上災害の応急復旧対策 26-2 航空災害の応急対策 第7章 協働・協力体制 第27節 応援要請 27-1 行政機関との相互応援協力 27-2 応急対策職員派遣制度による応援要請 27-3 自衛隊に対する災害派遣要請 27-4 関西広域連合への応援要請 27-5 関係民間団体等に対する応援要請 27-6 応援職員の派遣 第28節 自主防災活動 28-1 自主防災組織の活動 28-2 地域防災リーダーの活動 第29節 災害対策要員の確保 29-1 災害対策要員の確保 29-2 法に基づく民間人の従事命令等（損害補償） 第30節 ボランティア 30-1 災害時の一般ボランティア活用 30-2 本市退職者による災害時ボランティアの活用 30-3 受入れ及び活動拠点の整備 第8章 物資の確保と供給体制 第31節 物資の確保と供給 31-1 市民や事業者の責務 31-2 飲料水等の確保 31-3 食料の確保及び供給 31-4 生活必需品、物資等の確保 第9章 衛生・廃棄物等対策 第32節 防疫・保健衛生活動 32-1 防疫活動 32-2 食品衛生活動 32-3 動物保護等の実施 32-4 生活雑用水の確保 32-5 入浴・洗濯機会の確保 第33節 廃棄物の処理 33-1 ごみの処理 33-2 がれき等の処理 33-3 し尿の処理 33-4 住居障害物の除去 第10章 行方不明者の捜索・遺体対策 第34節 安否確認及び行方不明者の把握と捜索 34-1 安否の確認 34-2 行方不明者の把握 34-3 死体の捜索	26-1 海上災害の応急復旧対策 26-2 航空災害の応急対策 第7章 協働・協力体制 第27節 応援要請 27-1 行政機関との相互応援協力 27-2 応急対策職員派遣制度による応援要請 27-3 自衛隊に対する災害派遣要請 27-4 関西広域連合への応援要請 27-5 関係民間団体等に対する応援要請 第28節 自主防災活動 28-1 自主防災組織の活動 28-2 地域防災リーダー 第29節 災害対策要員の確保 29-1 災害対策要員の確保 29-2 法に基づく民間人の従事命令等（損害補償） 第30節 ボランティア 30-1 災害時の一般ボランティア活用 30-2 本市退職者による災害時ボランティアの活用 第8章 物資の確保と供給体制 第31節 物資の確保と供給 31-1 市民や事業者の責務 31-2 飲料水等の確保 31-3 食料の確保及び供給 31-4 生活必需品、物資等の確保 第9章 衛生・廃棄物等対策 第32節 防疫・保健衛生活動 32-1 防疫活動 32-2 食品衛生活動 32-3 動物保護等の実施 32-4 生活雑用水の確保 第33節 廃棄物の処理 33-1 ごみの処理 33-2 がれき等の処理 33-3 し尿の処理 33-4 住居障害物の除去 第10章 行方不明者の捜索・遺体対策 第34節 行方不明者の捜索と把握 34-1 安否の確認 34-2 行方不明者の捜索 34-3 行方不明者の把握

変更後	変更前
第 3 5 節 遺体対策 3 5－1 組織と事務分担 3 5－2 遺体の仮収容（安置）所の設置 3 5－3 遺体の収容 3 5－4 遺体対策・身元確認等 3 5－5 斎場への遺体の搬送 第 3 6 節 遺体の埋火葬 3 6－1 火葬計画の策定 3 6－2 埋火葬の実施 3 6－3 応援要請・受援活動 第 1 1 章 警備体制 第 3 7 節 警備体制 3 7－1 大阪府警察 3 7－2 大阪海上保安監部 第 1 2 章 広聴 第 3 8 節 広聴 3 8－1 広聴体制 3 8－2 問い合わせへの対応 3 8－3 要望等の処理 第 1 3 章 住宅 第 3 9 節 住宅の確保 3 9－1 市営住宅の一時使用許可 3 9－2 他の公的団体への協力要請 3 9－3 民間賃貸住宅のあっせん・協力要請 3 9－4 応急仮設住宅の建設（建設型応急住宅） 3 9－5 応急仮設住宅の借上げ（賃貸型応急住宅） 第 4 0 節 住宅の応急対策 4 0－1 住宅の応急修理 4 0－2 市営住宅対策（調査・補修等） 4 0－3 建築物の応急危険度判定活動 第 1 4 章 応急教育 第 4 1 節 応急教育 4 1－1 応急教育の実施 4 1－2 教材の調達及び配給対策 4 1－3 児童・生徒の健康管理 4 1－4 学校給食対策 4 1－5 教職員の確保対策 4 1－6 災害時避難所として開設された場合の措置 第 1 5 章 義援金品 第 4 2 節 義援金品	第 3 5 節 遺体対策 3 5－1 組織と事務分担 3 5－2 遺体の仮収容（安置）所の設置 3 5－3 遺体の収容 3 5－4 遺体対策・身元確認等 3 5－5 斎場への遺体の搬送 第 3 6 節 遺体の火葬 3 6－1 火葬計画の策定 3 6－2 火葬の実施 3 6－3 応援要請・受援活動 第 1 1 章 警備体制 第 3 7 節 警備体制 3 7－1 大阪府警察 3 7－2 大阪海上保安監部 第 1 2 章 広聴 第 3 8 節 広聴 3 8－1 広聴体制 3 8－2 問い合わせへの対応 3 8－3 要望等の処理 第 1 3 章 住宅 第 3 9 節 住宅の確保 3 9－1 市営住宅の一時使用許可 3 9－2 他の公的団体への協力要請 3 9－3 民間賃貸住宅のあっせん・協力要請 3 9－4 応急仮設住宅の建設（建設型仮設住宅） 3 9－5 応急仮設住宅の借上げ（借上型仮設住宅） 第 4 0 節 住宅の応急対策 4 0－1 住宅の応急修理 4 0－2 市営住宅対策（調査・補修等） 4 0－3 建築物の応急危険度判定活動 第 1 4 章 応急教育 第 4 1 節 応急教育 4 1－1 応急教育の実施 4 1－2 教材の調達及び配給対策 4 1－3 児童・生徒の健康管理 4 1－4 学校給食対策 4 1－5 教職員の確保対策 4 1－6 災害時避難所として開設された場合の措置 第 1 5 章 義援金品 第 4 2 節 義援金品

変更後	変更前
4 2－1 義援金 4 2－2 義援品	4 2－1 義援金 4 2－2 義援品
第 1 6 章 金融支援等	第 1 6 章 金融支援等
第 4 3 節 応急金融支援 4 3－1 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付 4 3－2 生活福祉資金の貸付 4 3－3 市税の減免等 4 3－4 被災住宅に対する融資等 4 3－5 被災者生活再建支援金	第 4 3 節 応急金融支援 4 3－1 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付 4 3－2 生活福祉資金の貸付 4 3－3 市税の減免等 4 3－4 被災住宅に対する融資等 4 3－5 被災者生活再建支援金
第 4 4 節 罹災証明等 4 4－1 罹災証明等	第 4 4 節 罹災証明等 4 4－1 罹災証明等
第 1 7 章 災害救助法	第 1 7 章 災害救助法
第 4 5 節 災害救助法 4 5－1 災害救助法の適用 4 5－2 災害救助法の適用基準 4 5－3 被害認定の基準 4 5－4 災害救助法による救助の委任に関する協定	第 4 5 節 災害救助法 4 5－1 災害救助法の適用 4 5－2 災害救助法の適用基準 4 5－3 被害認定の基準 4 5－4 救助の実施
第 1 8 章 激甚災害の指定	第 1 8 章 激甚災害の指定
第 4 6 節 激甚災害の指定 4 6－1 激甚災害の指定 4 6－2 激甚災害指定基準の調査・報告 4 6－3 特別財政援助額の交付手続き等	第 4 6 節 激甚災害の指定 4 6－1 激甚災害の指定 4 6－2 激甚災害指定基準の調査・報告 4 6－3 特別財政援助額の交付手続き等
第 1 9 章 災害復旧計画	第 1 9 章 災害復旧計画
第 4 7 節 災害復旧対策 4 7－1 公共施設の災害復旧対策 4 7－2 災害復旧事業に伴う国の財政援助及び助成事業	第 4 7 節 災害復旧対策 4 7－1 公共施設の災害復旧対策 4 7－2 災害復旧事業に伴う国の財政援助及び助成事業
第 2 0 章 復興対策	第 2 0 章 復興対策
第 4 8 節 復興対策 4 8－1 復興の基本方針 4 8－2 復興のための事前準備	第 4 8 節 復興対策 4 8－1 復興の基本方針 4 8－2 復興のための事前準備

■令和6年 大阪市地域防災計画の修正素案（新旧対照表・目次）		(参考)	
変更後		変更前	
附属（東海地震編） 警戒宣言発令時における対応計画 第1章 目的及び基本方針 第1節 計画の目的 第2節 基本方針 第3節 前提条件 第2章 事前の対策 第4節 広報・教育 第5節 防災訓練 第3章 東海地震注意情報及び東海地震予知情報の応急対策 第6節 災害対策警戒本部の設置 第7節 応急対策要員の動員 第8節 東海地震注意情報及び東海地震予知情報の伝達 第4章 警戒宣言時の応急対策 第9節 災害対策本部の設置 第10節 警戒宣言及び東海地震予知情報の伝達 第11節 広報 第12節 応急対策 附属 南海トラフ地震防災対策推進計画 第1章 総則 第1節 推進計画の目的 第2節 推進地域 第3節 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱推進地域 第2章 地震発生時の応急対策等 第1節 組織 第2節 地震発生時の応急対策 第3章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項 第1節 津波からの防護 第2節 円滑な避難の確保 第3節 迅速な救助に関する事項 第4章 防災訓練、地震防災上必要な教育及び広報に関する事項 第5章 地震・津波防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項 第6章 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応 第1節 目的 第2節 対応方針		付属（東海地震編） 警戒宣言発令時における対応計画 第1章 目的及び基本方針 第1節 計画の目的 第2節 基本方針 第3節 前提条件 第2章 事前の対策 第4節 広報・教育 第5節 防災訓練 第3章 東海地震注意情報及び東海地震予知情報の応急対策 第6節 災害対策警戒本部の設置 第7節 応急対策要員の動員 第8節 東海地震注意情報及び東海地震予知情報の伝達 第4章 警戒宣言時の応急対策 第9節 災害対策本部の設置 第10節 警戒宣言及び東海地震予知情報の伝達 第11節 広報 第12節 応急対策 付属 南海トラフ地震防災対策推進計画 第1章 総則 第1節 推進計画の目的 第2節 推進地域 第3節 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱推進地域 第2章 地震発生時の応急対策等 第1節 組織 第2節 地震発生時の応急対策 第3章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項 第1節 津波からの防護 第2節 円滑な避難の確保 第3節 迅速な救助に関する事項 第4章 防災訓練、地震防災上必要な教育及び広報に関する事項 第5章 地震・津波防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項 第6章 南海トラフ地震臨時情報発令時の防災対応 第1節 目的 第2節 対応方針	